

公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令の一部を 改正する省令案について

平成21年8月
国土交通省住宅局

1. 制定の趣旨

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）の改正により、介護給付費等の支給がなされることとなった身体障害者を対象とする共同生活介護及び共同生活援助について、事業を実施する場所の確保を容易にし、事業の普及促進を図るため、公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令について所要の改正を行うもの。

2. 概要

○ 公営住宅を使用させることのできる者が運営する事業等について

公営住宅法第45条第1項の規定に基づき、公営住宅を使用させることのできる社会福祉法人等が運営する事業に、身体障害者に対して障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に規定する共同生活介護又は共同生活援助を行う事業を加えることその他所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布： 平成21年9月30日
施 行： 平成21年10月1日